

広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和二年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十一号

広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則の一部を改正する規則

広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則（昭和三十七年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(館内利用)</p> <p>第三条 視覚障害者情報センター内において点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（以下「点字刊行物等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）が同時に借り受けることができる点字刊行物等の数は、同一人につき五部以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(館外貸出利用)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 館外貸出利用ができる点字刊行物等の数は、同一人につき五部以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(館内利用)</p> <p>第三条 視覚障害者情報センター内において点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（以下「点字刊行物等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）が同時に借り受けることができる点字刊行物等の数は、同一人につき五部以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(館外貸出利用)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 館外貸出利用ができる点字刊行物等の数は、同一人につき五部以内とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式（第4条関係）

登録番号		館外利用者登録カード 広島県立視覚障害者情報センター
ふりがな		生年月日 ____年 ____月 ____日
氏名		____ ____年 ____月 ____日
登録日 ____年 ____月 ____日		
(略)		

注 (略)

改正前

別記様式（第4条関係）

登録番号		館外利用者登録カード 広島県立視覚障害者情報センター
ふりがな		生年月日 大正 昭和 ____年 ____月 ____日
氏名		平成 ____ 登録日 平成 ____年 ____月 ____日
(略)		

注 (略)

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則第五条第二項の規定は、この規則の施行の前日に館外貸出利用を開始し、返納していない点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（貸出期間が満了していないものに限る。）がある者が同日以後に館外貸出利用をしようとする場合についても適用する。